



長野県報

3月31日(月)
令和7年
(2025年)
号外

目次

条例

長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）..... 1

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（税務課）..... 2

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。

(1) 軽油引取税の取扱いの明確化

軽油引取税の課税標準となる軽油の数量から課税済みの軽油の数量を控除する取扱いを明確化しました。

(2) 不動産取得税の減額措置の適用期限の延長

次の減額措置の適用期限を令和9年3月31日（改正前：令和7年3月31日）としました。

ア サービス付き高齢者向け賃貸住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置

イ 宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、2年以内に一定の改修工事を行い個人が居住した場合における当該業者に対する税額の減額措置

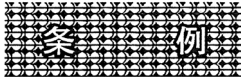
(3) 地域経済牽引事業に係る課税免除の適用期限の延長

地域経済牽引事業のための施設を設置した者に対する不動産取得税等に係る課税免除の特例措置の適用期限を令和10年3月31日（改正前：令和7年3月31日）としました。

(4) 法人県民税及び法人事業税の税額控除の適用期限の延長

地方公共団体が行う、地方創生を推進するうえで効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附に係る税額控除（企業版ふるさと納税）について、適用期限を令和10年3月31日（改正前：令和7年3月31日）としました。

2 この条例は、令和7年4月1日から施行します。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第40号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「控除の限度額で施行令第9条の7第4項に規定するもの又は同法第12条第2項の控除の限度額で施行令第9条の7第5項に規定するもの」を「地方法人税控除限度額又は同条第2項の地方法人税法施行令（平成26年政令第139号）第3条第3項で規定するところにより計算した金額」に、「同条に」を「施行令第9条の7に」に改める。

第54条第3項中「この条において同じ」を「この条及び次条第1項において同じ」に改める。

第55条第1項中「数量」を「数量（第1号又は第2号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあつては、法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」に改める。

第144条の2中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第12条の3第1項及び第13条の2の3第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第16条第1項、第2項及び第5項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

- 附則
- (施行期日)
- 1この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(軽油引取税に関する規定の適用)
- 2この条例による改正後の長野県県税条例第55条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税については、なお従前の例による。

税務課

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第36号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第86条の12第3項第2号中「ている」を「、又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）に記録されている」に改める。

第86条の14第1号のシ中「の番号、交付年月日」を「又は免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。第4号のエ及び第86条の23第2号のクにおいて同じ。）の番号」に改め、同条第4号のエ中「の番号、交付年月日及び」を「又は免許情報記録の番号及び」に改める。

第86条の23第2号のク中「の番号、交付年月日」を「又は免許情報記録の番号」に改める。

第94条を次のように改める。

第94条 削除

様式第51号の自動車税（環境性能割及び種別割）用中

運 転 免 許 証	番 号	
	交 付 年 月 日	年 月 日
	有 効 期 限	年 月 日
	種 類	
	条 件	

を

又は 特定 免許 情報 証	番 号	
	有 効 期 限	年 月 日
	種 類	
	条 件	

に改める。